

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業

## 成年後見事業の全体像

### 「広報活動」マニュアル

### 「後見支援センター」マニュアル

### 「コミュニティフレンド事業」 マニュアル

# 成年後見事業の全体像

権利擁護の世界と後見利用 .....	3
成年後見制度の活用と課題 .....	8
全国ネットワークの編成 .....	13



# I. 権利擁護の世界と後見利用

## 1. 権利擁護とはなにか

自分の力では、自分の思いや考えを他人に充分に伝えることができない人は、たくさんいる。程度の差を問わないのであれば、世の中の人はすべてがそうであるといつてもいい。しかし、自分の思いや考えを人に伝えられないがために、自分の権利や利益を故なく奪われたり、人間らしい生活ができない環境に置かれたりするとすれば、社会の中ですべての人が「ともに生きている」という言葉が空しくなる。強い人間だけが、人間としての生活を享受できる世界が、人々の目指す世界ではないことはいうまでもないが、同時にまた、弱い人間を庇護しつつ強い人間が主役として社会を担うという社会像も、現代社会のありようとしては支持を失いつつある。弱い人間も強い人間も、ともに一個人の人間であり、社会の主役として、それぞれの持てる力を発揮しながら、おののの生を実現している、こうした社会の実現が求められているのである。

そのためには声を上げられない人々の一人ひとりについて、その生活全般におよぶ「代弁」活動が必要である。それが権利擁護である。「代弁」と書いたが、その趣旨は他人が代って主張することに力点があるのではなく（そうであれば強い人間が弱い人間を庇護していることでしかない）、本人が主張できるようにする、これが機軸になるべきである。そういう意味では代弁よりも本人支援が、ここにいう「代弁」の意味である。知的障害者の権利擁護はどうしても代って主張する意味での代弁的活動が前面に出やすくなるが、本人の意思・意向を尊重することはもちろん、その持てる能力に充分に配慮した代弁活動が要求されることは、もはや異論を見ないところである。

## 2. 権利擁護の広がり

権利擁護を生活全般に及ぶ代弁活動だと位置づけると、権利擁護と生活支援の境界は不分明になる。なんらかの行政目的（たとえば補助金給付や予算配分）をもった言葉としては、それでは定義不十分かもしれないが、権利擁護の世界をありのままに理解するためには、むしろ生活支援と境のない、かなりの部分が重複する言葉として理解したほうが適切である。

ここでは、誰にでもわかる平凡な日常生活世界の場面で描いておこう。

### 1) 衣食住（生存の場）

どこに住むのか、誰と住むのか、入所施設なのか、グループホームなのか、在宅なのか、こうした選択の問題は、自己決定の主要なテーマであるが、一人ではなかなかできない。何を食べるのか。住み込みの就労先で、ドッグフードや残飯を毎日食べさせられている、などということになると、これは虐待の問題に近づくことになる。しかし、入所施設で夕方4時ぐらいに、いっせいに同じ食事を利用者全員が食べる（食べさせられる）、それを食べないともう後はなにも食べるものがなく、この問題になると生活支援とシームレスになる。同じ下着を一週間ぐらい代えてもらえない、これもたかが衣類の問題とは言えない。人間らしく扱われているかどうか、が問われる。

これらは権利擁護の活動が期待される場面である。しかし同時に生活支援の場面でもある。虐待問題を発見し、救出と是正を求めていく活動が権利擁護と意識されやすいが、障害当事者の衣食住

に関する生活の不満を受け止め、改善を行いやすくする工夫、住居や家具の設計や構造を含めて暮らしやすいアイデアを生み出す努力も、同様に権利擁護活動なのである。

## 2) 金と健康と性

生活・人生をより充実したものにしたい、そのための支援も権利擁護といえる。

預金や不動産といった財産管理問題も重要であるが、日々のお金の使い方、つまり小遣い帳レベルの金銭管理も日常生活を充実させるためには大切な問題であるし、充分うまく小遣い管理が出来ない人には、支援が必要である。まったくの放任で悪徳事業者の餌食になってしまう、といった場合は法の専門家や消費生活センターの登場が期待されるが、こうした対事業者への事件処理とは異なる日常的金銭管理は、また別の形の支援が必要である。失敗を恐れて、親をはじめとする周りの人間がすべて金銭のすべてを取り仕切ってしまうようでは、本人の生活の充実感、達成感が損なわれる。

健康管理についても同じである。タバコをすうかどうか。偏食・過食のコントロール。これは生活支援であるが、同時に自律をめぐる権利擁護の問題もある。日常的な医療サービスを受ける場合には医療の専門家の協力を得た支援が必要となるがこれも生活支援と権利擁護の境は明確にならない。障害者に対する医療サービスの拒否の場面だけでなく、本人が嫌がる場合の医療提供の場合を想定すればよい。

性的被害者になる、加害者になる、そのどちらの場合も権利擁護の活動領域である。こうした事件性のないもの、つまり恋愛や結婚といった異性との付き合いは、これも自律と支援の問題をはらう権利擁護の問題である。

## 3) 働く・学ぶ・参加する

就労の場面での権利擁護は、もう周知のことである。学びも学校教育の場面はもちろん、学校外の場面での活動、社会的な学習の場というものが障害のある人にも提供されていてしかるべきであり、こうした活動を支援するのは権利擁護の側面をもつ。社会参加と一口にいっても、遊びに参加する、旅行などの行事に参加する、政治に参加するなど多くの形態があるが、そのいたるところでバリアーがある。公共施設・レストラン・プールの利用はもちろん、旅行に行くか行かないか、自律をめぐる問題をはらんでいる。

# 3. 自己決定再考

自立的な社会生活とは、自分のことは自分で判断する、つまり自己決定の機会が確保されている生活である。しかし、知的障害者の場合、この判断が充分にできないのであるから、自己決定への配慮といつてもまやかしではないか、あるいは無理ではないか、こうした指摘が当然にありうる。たしかに自己決定といつても、当事者本人がなにをどう決定するよう求められているのか理解できない場合もあるだろうし、こうした場合に決定を求めるにそれは決定の押し付け以外のなものでもない。

ところで、近代的な（かつ通俗的な）自己決定の理解では、自己決定とは、誰からも影響されない「自己」が、自己の責任において単独で、ある瞬間に、あることがらに対して決断をすることだと理解されがちである（これを自己決定のイベントモデルと呼ぶ）。契約書に署名してハンコを押す

ときに決定が行われ、決定内容はその契約書に書かれていることである。そうしたイメージである。

しかし、障害のあるないに関わらず、人は誰からの影響も受けないでまったく単独に自己決定できるものではない。決定対象と決定の是非は、常に他人（周りの人）との関係の中で確認され、検証されながら行われる。そこには、自分の決定に関わる多くの他人がいて、多くの情報が提供されている。こうした実相に着目した場合には、自己決定は一人で行うものではなく、しかも突然に行われるものでもなく、他者との関係の積み重ねの中で行われるものだと理解される（これを自己決定のプロセルモデルと呼ぶ）。

知的障害者がまわりの支援を受けながら自己決定を行うことは、イベントモデルからみれば矛盾した事態であり、知的障害者の世界独特の自己決定論に見えるが、プロセスモデルからみれば、これは誰もが日常的に行っている自己決定の実相（過程的な共同決定）が、わかりやすく描かれる風景であるにすぎない。こうした自己決定のありようを「支援された自律」と表現する人もいる。

問題は、「支援された自律」は、支援者の対応に影響されるので、支援者による決定の押し付けの隠れ蓑、いわば「自律なき保護」となる可能性があることである。他方で、こうした事態への恐れから支援を抑制することで、十分な支援のないままに決定による結果責任を取らされる「支援なき自己責任」となる可能性もあることである。この「自律なき保護」と「支援なき自己責任」の両翼の中で「支援された自律」は、試行錯誤を繰り返すことになる。いわば「せめぎあい」があるのである。障害者の自律については、権利擁護と権利侵害は表裏一体であることに、関係者は自覚的である必要がある。

## 4. 後見と権利擁護

### 1) 両刃の剣の自覚が必要

後見制度は、権利擁護の重要なツールであると同時に、権利侵害の温床にもなる。後見人による財産侵奪事例がマスメディアに登場することも多い。選挙権の喪失問題は重大な制度改革テーマとして意識されている。しかし、それに加えて、成年後見制度は、当事者の法的な行為能力を基本的に奪うことで保護を図る制度であることとも、念頭に置かれておくべきである。したがって、後見人に就任する人は、それが親であれ第三者であれ、専門家であれ市民であれ、前述の権利擁護と権利侵害の緊張関係の中にあることを、よりいっそう自覚してその職務につくべきである。

### 2) 障害者後見の特質への配慮した制度設計を

障害者後見には、次のような特質がある。①後見期間が長くかかる。②本人に資力がない（場合が多い）。③本人のニーズを掴みにくい（自己決定支援の難しさ）

このような特質に配慮した場合、個々の関係者に前述の両刃の刃の自覚が必要であることは当然であるが、これに加えた制度的な手当てとして、①後見人の引継ぎ問題への対応、②経費・報酬問題への対応、③複数の関係者の関与、以上の要素が必須である。

個人後見の場合であれば、できるだけ多くの人が後見人に関わることが好ましい。複数・共同後見を試みる。後見監督人の必置を考える。個人後見人を支援するためのバックアップ組織の整備をする、などなどである。その組織が法人後見あるいは法人後見監督人を受任することも考えられよう。いずれの場合もしかし、後見業務が、本人の自律の点から見て、権利擁護と権利侵害の緊張関係にあることを自覚した上で、設計・運用されることが肝要であり、支援者にとって便宜であると

か、安く済むといった、障害当事者の立場を離れた「周りの事情」で設計・運用されるべきではない。

### 3) 後見の適切利用を

知的障害者の親の会は、成年後見については、その制度発足である平成12年から今日まで、支援費制度の導入、自立支援法の施行と、変革の節目で成年後見制度の勉強会を重ねてきている。成年後見制度の利用が増えないのは、制度の存在が知られていないからだという声もあるが、少なくとも知的障害者の世界について言えば、そうではない。むしろ知的障害者とその家族のニーズにフィットした制度設計が行われていないことへの不安・心配があるというべきである。どのように制度設計・変革をするかがむしろ課題といえよう。

しかし、制度それ自体の存在は知っていても、制度の中身が正確に理解されているかどうかは別問題である。日常的金銭管理や友人付き合いの是正を後見人に期待する親族もいる。後見制度への「期待と現実」の齟齬があるのである。権利擁護の実相は、前述のように日常的な生活支援とシームレスにつながるのであるから、こうした期待を親が持つのはまったく不当とはいえないが、制度としては別物である。また、利用に当たって後見類型に過度に傾斜していることも、障害者の意思能力の実相が関係者に十分に理解されていない側面がある。後見を利用するかしないか、利用するとしてどのような形なのか、個別事例に相応しい制度理解が必要である。

また、制度の現実と期待の齟齬をもっとも分かりやすく示すものが、専門家後見人に対する期待と失望であろう。いわく「高い報酬をとって、なにもしてくれない」という声がそれである。これはしかし、弁護士や司法書士、あるいは社会福祉士などの専門家の専門性に対する誤解である。日常的な生活支援の担い手は、こうした専門家ではない。紛争性のない後見事例で弁護士後見人を選任し、日常生活支援を期待するのは、むしろミスマッチである。もちろん、専門家にお願いしたほうがよい事例もある。しかしそうでない事例もある。この点でも適切な制度利用を考える必要がある。

### 4) 複合的な資源構築

権利擁護は、生活支援とシームレスにつながり、あらゆる場面で期待される活動である。繰り返しになるが、後見制度は、権利擁護のひとつのツールでしかない。しかも、それ単独で利用してもうまく機能しない。社会福祉サービスや障害者の団体・機関から離れて在宅で親とずっと暮らしてきた障害当事者に、後見人だけをつけたとしても、本人の生活や人生の質の向上になんらかの寄与があるとは思えない。多様な社会資源の中で障害当事者は生きることが必要だし、また可能である。

加えて、既存の資源だけでなく、あたらしいツールの開発も必要である。とりわけ後見制度は、裁判所の法制度であって、慎重な手続による明確な権限付与がある反面、重厚長大な側面があることは否めない。これとは別に、職業的に関わるスタッフや家族以外に、障害当事者と関わる人たちが地域に多数いることは、人生を豊かにする。すでに諸外国においては、後見制度自体も財産管理と身上管理に区分けされた複合的なものがみられるが、後見以外にもそうした身近な、友人的かかわりを担う人々を養成・制度化している例がみられる。コミュニティフレンドあるいはコンタクトパーソンがそれである。こうした複合的代替的制度設計もこれから期待されるところである。

また財産管理や安全保障という側面からは、知的障害者とその家族が使いやすい信託や保険の開発が急務である。

## 5. 本研究活動の概要

本研究プロジェクトは、5つの専門的な小委員会を構成して進められている。きわめて短期間に研究実施と報告書の作成が行われたため、各小委員会の中での、あるいは委員会相互の意見調整は必ずしも充分ではない。しかし、メンバーは知的障害者の権利擁護に経験と実践の豊富な方ばかりである。

- 1) 相談小委員会は、前述のように成年後見の適切な利用にあたっては、制度の個別ケースに応じた的確な理解が必要であることに鑑み、成年後見制度の概要を知的障害者とその家族が遭遇する制度的疑問に対応した形で、分かりやすく提示している。その上で、具体的なケースにそって相談対応の例を示し、ケース分析の手法も開発した。今後、各地町村育成会が、成年後見ならびに権利擁護活動を行うときの相談対応は、ほとんどこの委員会報告冊子がカバーできていると思われる。
- 2) 広報小委員会は、多様な社会資源の中で成年後見を利用することにどのような意味があるのか、余計な説明を思い切って捨象して、短時間に直感的に理解できる広報の例を提示してくれている。こちらは、正確な理解よりも直感的・即効的な理解を狙ったものである。
- 3) 後見支援センター小委員会は、すでに述べたように成年後見制度が権利擁護と権利侵害の緊張の中にあることを十分に意識して、後見利用の促進を進めるための組織作りを検討している。各市町村における単位的な組織が、それぞれの地域に実情に応じて構築できるためにいくつかのモデルを提示し、情報提供と単位組織の支援のための都道府県レベルの基幹組織、そして全体のネットワークを担当する中央組織に分けて組織作りが行われることが提案されており、これまでの経験や実績からみて、知的障害者の権利擁護と成年後見は育成会が中心的な役割を担うことが必要であると提唱されている。
- 4) コミュニティフレンド小委員会は、複合的な社会資源の構築の例としてコミュニティフレンドの活動事業を紹介している。これは、日本国内ですでにいくつか存在しており、コンタクトパーソンと呼ばれることがあるが、その具体的な姿と障害者の権利擁護と生活支援の質を高めることを紹介していて貴重である。
- 5) 実態調査委員会は、全国規模のアンケート調査を実施している。知的障害者に特化した後見利用の全国規模の調査は、これが初めてだと思われる。本稿を執筆している段階では、調査結果も分析も公表されていない。結果の公表が期待されるところである。

### おわりに：親亡き後は、親あるうちに

後見制度の利用は促進すべきである。しかし、「利用しなければ明日にも大変なことになる」といった類の説明にあおられて、個々のケースに応じた利用の態様を充分に検討せずにいたずらに申立てをすることは、権利擁護と権利侵害の緊張関係の中にある後見利用としては適切ではない。他方、親が健康なうちはなにもしないでよいと考え、身体的にも精神的にもボロボロになるまで親が子供を囲い込んでから制度利用を考えるのでは、遅い。障害当事者である子供の個性を理解して、人生設計の伴走者となる人や環境を整えることは、短期にはできないからである。「親亡き後は、親あるうちに」という言葉には、そうした意味をこめている。

## II. 成年後見制度の活用と課題

### 1. 成年後見制度の活用はなぜすすまないのか

介護保険制度創設に際し、車の両輪といわれて2000年4月に成年後見制度が導入されて6年がたった。しかし、いまだに成年後見制度は十分活用されているとはいえない。2005年3月までに後見開始が76,418件、これに保佐、補助類型の合計13,267件を合計すると89,685件となる。（これらの数字は最高裁判所発表の2006年3月までの統計である）この数字は日本の全人口に対する比率としては約0.07%程度となるが、欧米での利用は人口比約1%であることを考えると決して多いとはいえない数字である。

なぜに制度利用がすすまないのか。

一般に、制度が判りにくい、お金がかかる、遅い、面倒で手間がかかる。と、言われる。

「高い」と言われている報酬については統計が発表されていない。しかし報酬については、利用者側に任意後見との混同があり制度が正しく理解されていないきらいがある。法定後見制度の報酬は、裁判所がご本人の資産の多寡と後見人の職務の内容できめ審判が出るもので無資産者であれば報酬がないこともある。これは人権の面から問題にすべきことであり、本人の権利擁護のためにあえて無報酬で受任している専門職もいる。それにもかかわらず「月3万円もかかるから」と間違った認識のまま任意後見の標準額を引き合いに出し、福祉関係者が低所得者の利用を最初からあきらめさせているという現実がある。

また鑑定費用については、統計ではすでに5万円以内が全体の40%で10万円以内が58%あわせると98%となるのに、2、30万かかると思っている方もいる。

2番目の審判までに時間がかかり「遅い」と言われていることについては、申立てから3ヶ月以内の審判が56.7%であり、第三者による財産への侵害など緊急性のあるものであれば、審判前の財産保全の申立てなどを講じつつより速やかに対処することも出来る。

面倒で、手間がかかるについては、一つの誤解は申立てのときに必ず本人を連れて行く必要があるといったものであるが、その必要はなく、後日裁判所のほうから出向いてくる。

また、財産の記載などについては、申立ての際に必ずしも全てを調べ上げ書き込まれなければ受理されないというものではない。裁判所はできるだけ手間を省きたいし正確を期したいのであろうが、調べられる範囲、書きめる範囲で提出することもできるのである。

ただ、この成年後見制度の利用は、サービス利用という考え方とは一線を画すものである。人権としてもともと本人自身にある財産権や自由権を侵害されないために司法が審判をするものであり、それがいい加減にされれば、本人の権利が不当に他者に移り人権侵害にもなりうるものである。不条理でない限り、ある程度の手間がかかっても正式な手続きを慎重に踏み、家庭裁判所という権威ある機関に関わっていただく必要があるのである。

つまり制度が活用されない理由は、不確かではあってもこれらの問題が言われている中で、どうしてもこの制度を利用しなくてはならない、したいというメリットが見えないという状況で、あえて関係者等が利用をしていないし、またしないままでもどうにかなるという思いがあるからだも考えられる。

## 2. 成年後見制度利用の本来のメリットとは －本人の権利擁護の視点から－

では、成年後見制度を利用することの本来のメリットとは何であろうか？こんな話が障害者の親から聞こえてきた。－本人名義の定期預金を解約したいのに金融機関で「後見人でなくてはだめ」と言われて仕方なく後見人になった。申立ても面倒だったが、その後も裁判所からやれ「本人資産の報告をだせ」だとか、それについての「説明をせよ」だとか言われて、もう預金の解約は出来たので後見人をやめたいと思ったら、今度は「勝手にやめてはいけない」と言われ、「もういやだ」というものである。

これまで成年後見制度の申立ては、相続もふくめこのような財産管理上の問題が引き金となり、ご家族が何の研修もうけないままこれまでと同じつもりでともあれ申立てをしてという例が多いようである。現実に成年後見制度の申立て理由で一番多いのは、やはり遺産分割等をふくめた財産管理処分関連の問題で、統計でも全体の三分の二を占めている。

この様なことから「成年後見制度は資産のある方の財産管理のための制度であり資産のない者には必要がない、福祉で対応すれば良い」と今でも公言し信じている者もいる。また成年後見人は親や子など親族の受任が78.9%というものが現在の状況である。

しかし本来この制度利用のメリットは、後見人がご本人の人生の伴走者として、本人の最善の利益（ベストインタレスト）を守り、法律行為である契約や財産管理を行なっていくところにある。後見人が、本人側に立って考え方選択・決定し契約という法律行為にのせ、その履行を見守り資産を利用してその支払いをしていく。今の介護保険や障害者施策、そして医療制度等の社会サービスの利用を考えれば、全てが契約による法律行為とその自己負担として費用についての利用者側の判断を必要とする。そして、施設や病院等で生活するとしても本人側における処遇のチェックは必要であり続ける。しかし、これら福祉制度の利用形態等が変わっても、これまで同様に家族が本人に代わって契約し財産管理をしている状況は変わっていない。その延長上で先例のように、家族が何の研修も受けることなく後見人になり今まで通りの発想のまま報告をして裁判所から注意を受け「どうして？何が悪いの？」ということもあるのが現状である。

しかし今後の超高齢少子社会を考え社会福祉等の動向を想う時に、これまで以上に「親亡き後の問題」等を考え成年後見制度の利用をすすめなくてはならない。これまでのように家族のみで障害者等の後見的役割を果たしていくものではないという現実を踏まえ、社会でどうその地域生活を支えていくのかという課題を意識しなくてはならない。我が家はまだ大丈夫と思っていても、そう言えなくなる時は突然やってくる場合も多く、筆者への後見の相談や依頼も、その時をまだ遠い先と考えていた親等が突然の病や事故によって必要に迫られてのものであった。

障害者等を権利主体としてとらえ、地域生活を可能とするために、成年後見制度が今、本来の権利擁護制度としてのメリットを理解され活用されることが必要なのである。

成年後見制度の活用がすすまないことについては、本人の財産権や自由権は人権の基本として尊ぶべきものであり他者が犯すべきものでない、という意識がこれまでの日本人にあったかも問われている。利用がすすまない状況には、親はじめ本人を取り巻く周囲の者の、知的障害者・認知症高齢者・精神障害者の権利や人権についての意識の薄さがあるのではないだろうか。成年後見制度を申立てる理由として、第一に「本人の権利をたとえ親といえども勝手にすることは出来ず、他者に移行するには正式の手続きを経る必要がある」のだという認識が親等周囲の者にあるか、疑問であ

る。

21世紀は人権の世紀といわれる。これまで日本には権利保障法が存在せず、権利に基づく施策を要求しづらい状況があったが、2006年末には国連で「障害のある人の権利に関する条約」が成立し、日本もいざこれを批准し遵守することが求められる。日本でもやっと権利に基づく社会サービスの実現を目指すことができる時代が来るのである。

成年後見の理念①自己決定の尊重、②ノーマライゼーション、③残存能力の活用と保護の調和を理解し、権利や人権に基づく地域生活実現のための成年後見制度活用をしていきたい。

### 3. 成年後見が本人の権利擁護のための制度として活用され機能するための課題

#### 1) 地域福祉とノーマライゼーション推進のために

##### ① 市町村長申立てが必要な本人を制度につなぐシステムと自治体の関与の必要性

後見制度は必要とする本人が自分でその必要性を判断し手続きをとるのは困難なものである。地域社会との関係で、家族がいないなどの場合は本人の権利を護るために自治体が関与し市町村長申立てすることについて、公的なシステムが必要である。介護保険制度では、日常生活圏域にある地域住民に対して責任を持ちこの面でも社会的支援をする地域包括支援センターが出来てその役割が少し明確になってきたが、自立支援法などの契約制度では家族のいない方などは利用が困難なまま放置されることになってしまうのである。

日本ではこれまで、地方自治体がどのように成年後見制度に関与すべきかが明確に理解され示されてこなかった。その責務は、必要な者が確実に後見人の支援を利用できるように後見制度に「つなぐ」ことであり、①市町村長申立て②低所得者等の利用に資する「成年後見制度利用支援事業」の充実等を地方自治体が的確に行なうこと、二点が必要である。

##### ② 後見制度とともに社会的支援としての地域における生活支援等の充実が必要

地域社会での生活のためには、まず日々の生活を支えるヘルパー制度等の生活支援策の充実と、社会的参加を支えるスウェーデンのコンタクトパーソンのような存在（千葉の育成会においてすでにコミュニティフレンドとして同様な試みがされている）が望まれる。それがあつてこそ、本人を中心置いての連携の上に法律的支援や財産管理を中心とした後見人の支援が活き、また後見人も安心して職務に当たれる。

これら地域の生活者に出向いていっての地道な生活支援、そして権利擁護活動は専門性の高い支援もあり、その基盤整備が公的な支援のもとにされなくてはならない。本人の権利を擁護し当事者中心を実現するためには重層的に生活支援やソーシャルワークとしての権利擁護の支援、そして後見人の支援などが地域社会で実践されるようにしていかなくてはならない。

#### 2) 低所得者にも人権保障として利用を保障することについての公的役割の明確化

成年後見制度は、資産の多寡にかかわらず人権として「何処でどのように暮らすか」という自由権を本人保障するために必要なものである。措置制度ではない当事者主体という考え方において、介護や福祉のサービスが他の社会サービス同様「誰でも不利なく主体的に利用できる」ためにも必

要である。声高に主張する者の言うことは聞かれるが、声になりにくい障害者等の主張は無視されがちである。しかし、だからといって「本人のため」という言葉の基に彼らが自分の人生を軽々に他者に決められたり従わされたりして良いものではない。この人権保障であるという考え方のもとに海外では、本人が自分自身の権利を護りえない場合には国家後見という考え方で後見人を持つことを保障し、パブリックガーディアン（公後見人）が整備されているのである。この本質的な議論が本来は我が国でもまず最初に行なわれるべきであった。現在、低所得者には市民後見人を供給すれば良いとの考え方があるが、それ以前に改めて公的役割について議論されるべきである。

### 3) 制度そのものの改善と制度を支える人材や組織など運用の課題

#### ① 医療同意権等の問題

わが国の後見人に医療同意権はない。では家族がいない被後見人等の場合はどうなるのか。この問題も家族に依存し社会的関与で問題を解決することについて前向きに取り組んでこなかった日本社会の一典型であって、法の欠損のままである。本来は家族にも法的に同意権が認められているわけではないが、たとえばカナダにおいては法において同意権をもつ者に順位をつけている。また後見人に同意権を与えている多くの国では、裁判所等が関与し後見人が一人で重責を追わなくて良いようにサポートしている。

#### ② 三類型にしたことの問題と補助制度の活用促進

わが国の法定後見は三類型で本人の能力により分けられることになっている。しかし、この能力判定については客観的な基準等問題も多く、ドイツなどでは一元的な制度となっている。成年後見制度は、できるだけ本人の権限を奪うという面でなく、本人の最善の利益（ベストインタレスト）を求め本人意思を支援していく制度であることが理想である。日本の現実と照らし合わせると、そのためにはもっと補助制度等部分的な支援の積極活用が望ましいと考えられる。その制度活用の具体的なモデルが見えて、後見制度の本人への支援的な役割が理解されることが必要であろう。

#### ③ 親や市民後見人の活用により制限的でない関わりの整備が必要

第三者後見としての専門家の不足から一般市民の後見人としての養成の問題が取り上げられる昨今ではあるが、②において述べたような後見人による「支援」という点に重点を置く関わりが重要であり、そのための人的資源として考えることが必要である。

後見人の本来あるべき姿が、権利制限的な断定的診断的関わりでなく、本人をエンパワメントしつつ寄り添い「最善の利益」を模索していく姿であるとすれば、市民後見人こそ、その姿に近い者だと考えられるからである。

#### ④ 後見人を指導監督バックアップする体制の強化と整備

2006年は専門職後見人の不祥事が露見しマスコミに次々と取り上げられた。後見人を監督する仕組みもまたバックアップする機能も大変手薄なのが日本の家庭裁判所の現実である。③で述べた育成会の親や市民の後見人も、養成するだけでは不十分である。活動サポートや指導にはきちんとした組織が必要であり、その基盤には財政面や人材面で公的な支援が当然必要である。

## おわりに

成年後見制度が欧米各国で活用されている理由は、「後見人をつけることによって、誰もが平等な法的地位が約束され私側で決定し権利行使ができる」という考え方であるからである。これはノーマライゼーションが進み、判断能力の低下した知的障害者も地域で暮らすスウェーデンの後見人制度について述べたもので、この後見人制度の考え方によってはじめて措置ではなく本人の選択権等の権利行使が保障され、地域での主体的な生活維持が可能となる。後見人をつけずとも「福祉」で対応すれば良いという考えは社会福祉の普遍化に逆行し、自己決定権、自由権という人権の大黒柱についての理解が不十分である。

介護や福祉が利用制度になっても、本人側の選択権の保障もされずにいるならば、措置制度に戻した方がよほど契約弱者に対しては行政責任が明確で良かったであろう。

当事者主体という介護保険や社会福祉基礎構造改革の理念を建前だけのものでなく「お上に任せることを至上とするのではなく、自己決定の制度利用のもとでも能力が低下した本人側の主体性をどう担保するのかを考えていくと、必然的に成年後見制度につながる。

判断力が低下している者の立場に寄り添いアドボケート（権利擁護）し支えていくのが、後見人の役割である。しかし成年後見人だけで地域社会での生活を支えることが出来るわけではない。家族だけに頼るだけでなく、家族しか信じられないのではなく、社会で支えるシステムの構築が今こそ必要になっている。

後見制度を整備し機能させていくためには、学者や法律家だけでなく当事者や親、市民が参加し改善していく姿勢が重要だと考えられる。

### III. 全国ネットワークの編成

この研究は、育成会が組織を挙げて成年後見事業に取り組むためのものであり、それは言い換えれば育成会運動と表裏一体になった、場合によっては育成会の事業そのものとして取り組みことを想定して、その方法論を探るものである。そうであるとしたら、成年後見制度の正確な理解を踏まえて、全国のネットワークである育成会の組織・事業と関連させながら、成年後見事業そのものの全国的なネットワークを編成することが検討されなければならない。なぜならば、育成会の活動・組織をベースで実施される成年後見事業は、育成会に対する期待と信頼を基盤にしているからであり、ある面では育成会が責任を負う必要があるからである。何より、成年後見事業は、司法制度を背景とした法律に基づく制度であり、国家（家庭裁判所）の信頼を得られなければなり得ない、という性格のものであるからである。

各地の多様な育成会活動を尊重しながらも、成年後見事業は方式やレベルが不統一であることは許されない。育成会という、親を中心とした当事者によって構成され、一次的（有機的）な集団が行う事業であっても、成年後見事業は制度に基づく二次的（機能的）な事業であり、ピア（仲間）の関係でありながら、ある種、専門家な冷たさが求められるのである。その冷静さゆえに、本人を中心とした利用者と社会の信頼が得られるのである。

#### 1. 成年後見制度の信頼性

成年後見制度は、民法に基づく制度であり、成年後見人は家庭裁判所によって選任される。障害福祉においてもっとも重要な善意や博愛は、その理念においては重要であるが、それらの思想がどのように豊富であっても、正式な行為（事業）は制度的な手続きを踏まないと認められない。当事者運動である育成会の活動では、仲間としての支援（ピア・サポート）が基盤にあり、社会資源の不足を背景にして、自主的な無認可（法外）の通所施設としての「小規模作業所」の建設と運営が重要な役割を担っていた。そこでは、その意義の評価は別として、無認可ゆえの制度的な援助を受けることが出来ず、永続的な運営において最大の課題となっている。しかし、成年後見においては、永続の前にそのような事業（行為）そのものが、正式には認められないのである。

社会的な評価（信頼）を得るには、背景に法的な裏打ちが求められる。その意味で、成年後見制度はまさに信頼に足るものであり、その運用において家庭裁判所は慎重かつ厳密な執行を行う。後見監督人制度の存在と共に、成年後見人（特に市民後見人）の選任においては厳密になされるし、またそうでなければならない。医療における生命と同様に、後見においては生活と人生が係っているのである。安易な善意や博愛の精神だけでは、障害者的人権は守れないし、権利侵害とは闘いきれない。家庭裁判所が認めるだけの力量を持たなければならない。

現時点では、裁判所が認める第三者後見は、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体が設置した「後見支援センター」や、それらの専門職が深く関与する所から推薦された人しか認められ難い、といわれている。今回の研究は、育成会での後見事業が、同様に評価され認められることをめざしたものである。そのためには、具体的な支援技術の質を高め、それを持続させ、問題が発生したら緊急速やかに対応できるシステムを、育成会の中に持っておく必要がある。それを保障するのが、各種の「ガイドライン」の提示であり、自浄作用の伴う自律機能を持つ全国ネット

ワークの編成であると考える。その「ネットワーク」の構成員であることを以って、社会的な（すなわち、家庭裁判所の）裏づけを確立しなければならない。

## 2. 育成会の事業と組織

育成会は、わが国で唯一の「知的障害のすべてを対象とする当事者（本人と家族）団体」である。設立後およそ50年を経て、ほぼすべての市区町村に組織が設立されている。市区町村や施設・学校などの「地域育成会（親の会）」に所属する会員は、総数でおよそ30万になる。「特殊学級に通う子どもたちの3人の母親で始まった」というエピソードで表されているように、設立の時点では教育の問題が中心であり、学齢期の母が多かったと想像できる。しかしながら現在は、会員の多くは青年・成人期の本人やその家族であり、設立以来の会の課題は「親亡き後」の問題である。それゆえに、成年後見制度は会員にとっては、大きな関心事であり、具体的なニーズである。

市区町村や施設・学校を単位とした「地域育成会」は、この間の市町村合併で減少したとはいえ2500か所を越え、すべての都道府県と政令指定都市に「都道府県・指定都市育成会」が設立されている。「全日本育成会」は、すべての都道府県と入会を希望する指定都市の育成会を正会員とする連合体である。それゆえ、「本部一支部」関係のある単一組織ではない。「全日本育成会」はそれ自体は独立した組織であるが、地方組織との関係においては、緩やかな協議体に近い組織である。そのために、災害や権利侵害等の緊急かつ統一的な対応を必要とする事態には弱点がある。

設立後、育成会は様々な活動を、会員の求めに応じて展開してきた。その主なものは、各種の形態を使った情報の提供であり、会員（当事者）相互の交流であり、制度創設への要望活動である。その中で、具体的に自ら事業を起こしてきた。現時点でも全国で1,500か所を越す「小規模作業所」の運営や入所・通所の施設経営、グループホーム等の具体的なサービスの提供である。多くの「都道府県・指定都市育成会」や「地域育成会」において、その地区の最大規模のサービス提供事業者に成長した。その意味で、福祉サービスの利用者（消費者）の組織でありながら、提供者（事業者）の団体という、或る面では二面性をもつ。権利擁護においては、二律背反性を内包するといえる。

率直にいってわが国の育成会は、権利擁護について強力な取り組みをしてきたとは言い難い。どちらかというと、制度に基づくサービスの拡充を求め、その利用によって生活の質を高める、という運動であった。それは、わが国の医療・教育・福祉・職業の対人援助サービスの社会資源が不足していたことと、権利要求を抑制する風潮に規定されたものであり、多くの組織が専門家等の非当事者によってリードされていたことも関係していると思われる。しかしながら、社会資源の充実と契約時代の到来、当事者による組織運営の浸透により、権利擁護活動が重要な位置を占めてきた。

## 3. 成年後見事業のネットワーク

育成会における成年後見事業とそのネットワークは、「後見支援センター」小委員会の報告書に詳しく図解入りで提示されている。市町村、都道府県・指定都市、全日本の各レベル（段階）の育成会運動に対応して、「地域後見支援センター」「基幹後見支援センター」そして「中央後見支援センター」として設置され、それらが有機的に機能することが示されている。まさに、この有機的な連携こそが「ネットワーク」と呼べるものである。そのモデルは、すでに存在する「小規模作業所／通所授産施設全国連絡協議会（小連協）」であろう。それは、育成会の中にあって、独自の会費と会則、運営

委員（役員）、そして事業と予算をもつ。1,500近い会員組織は、個別の小規模作業所であるが、運営委員の推薦等は、都道府県・指定都市育成会を母体にした「ブロック協議会」によってなされている。組織内組織であり、緩やかな連絡協議会（連合体）である。

成年後見事業の「全国ネットワーク」は「小連協」と同様に、都道府県・指定都市をベースとした「基幹後見支援センター」を会員としながら、市区町村をベースにした「地域後見支援センター」を強力に指導・援助する形を取ることになるだろう。この基本形は、育成会の組織そのものである。しかしながら、都道府県・指定都市レベルでの取り組みに格差が予想される中において、すべてを「基幹後見支援センター」に期待できない現状が予想される。現に現在では、市町村育成会レベルでの取り組みが突出しており、原則的な組織論は形式に終わることが予測される。そのため、成長段階においては、一定の基準（期限）を設定した上で、「地域後見支援センター」と「基幹後見支援センター」が同時・移行的に入会し、その中で「基幹後見支援センター」が設立された地区は、「地域後見支援センター」がその支部となる形をとることとする。言い換えれば、「基幹後見支援センター」が設立された都道府県においては、「地域後見支援センター」が独自に会員になることはない、ということである。

会費や役員の推薦権は、「地域後見支援センター」が単独に加盟する場合と「基幹後見支援センター」では異なり、また「基幹後見支援センター」はそこに所属する「地域後見支援センター」の数によって異なる。これらは、独自の定款（規約）としてまとめられ、成文化されなければならない。育成会や「小連協」と異なることは、育成会の組織・事業と緻密な連携を取っていくが、「全国ネットワーク」そのものは、それ自体が独立した組織であるという点である。たとえ、「地域後見支援センター」や「基幹後見支援センター」が育成会の事業として設立・運営されたとしても、また「中央後見支援センター」が全日本育成会の強い影響を受けたとしても（また、そうあらねばならないが）、組織としては別個に運営される形を取ることを目指すべきであろう。ただし、予算等の関係もあり、その実現のためには時間と関係者の同意を必要とする。

最も重要な点は、入会（加盟）資格の審査であり、基準を満たさないか事故（問題）を起こした組織の退会処分の存在である。そのために、会員組織による組織運営と共に、中立的な立場にある専門家を中心とした「監査委員会」の設置が不可欠である。当事者による仲間（ピア）意識の第一次集団と権利擁護を法的背景によって実施する機能集団は、自ずから自浄作用が異なるべきであろう。身内の不備と不始末を放置する限り、その組織は社会的な信用を勝ち得ることは出来ない。その意味で、権利擁護（成年後見）組織は、限りなくストイックでならねばならない。

## 4. 「中央後見支援センター」の位置と関係

「後見支援センター」小委員会の報告書の提示されている通り、「全国ネットワーク」における「中央後見支援センター」の役割は重要である。それは、一つの「後見支援センター」の機能であると共に、「全国ネットワーク」の機能そのものを指すといえる。すなわち、「地域」及び「基幹」の各レベルに対応し、それらを指導・援助する機能をまず一義的にもつと同時に、その3つのレベルの総体を「全国ネットワーク」として理解し、その機能を期待しなければならない。言い換えると、組織としての「全国ネットワーク」の中心に、機関としての「中央後見支援センター」がある、という理解であろう

その具体的な役割と機能は、すでに「後見支援センター」小委員会の報告で詳しく述べられていて

る。そこでここでは、その組織形態と「全国ネットワーク」における位置と各レベルの「後見支援センター」との関係を整理する。前述の通り、「中央後見支援センター」は全日本育成会の重要な活動であるが、ある段階で組織的には独立した方が望ましい。それは、都道府県等の育成会において、施設経営の事業を、育成会そのものを法人化して実施するだけでなく、別に事業のための法人を設立して行うということと類似している。しかし、育成会そのものの法人化もかなり多い現在、別の組織（法人）の設立については、育成会の内部でかなりの異論が予想される。

育成会自体が成年後見事業を実施することは、運動の質を高める上で重要である。しかしながら、育成会は他に多くの事業を期待されているし、それらとの利益の相反関係が生じることが予想される。ましてや、親（家族）と障害のある本人との間には、常のその危険性が内在している。私たちは自らの立場として、「親（家族）性善説」をとるが、関係性における危険性は認めざるを得ない。すなわち、親（家族）が後見人になる意味を評価するとともに、親（家族）が本人の権利を侵す可能性を認識すると同じ意味で、育成会の危うさを自覚する必要がある、ということである。

また、事業の性格に合わせて、会費等の財務や役員等の組織は組み立てなければならない。当事者の相互援助（癒し）を第一の目的で設立された育成会（親の会）は、会員相互の関係性が重視され、組織のもつ機能性は後回しにされる。また、役員構成は当然ながら、当事者性が重視され、優先される。様々な専門家や機関との連携は、組織間において可能であるが、個人のレベルでは一歩下がる形になる。そのため、チェック機関としての「監査委員会」の設置は当然としても、組織自体を独立させた方が、より本人の権利擁護性は保たれると考えられる。

しかしながら、一方では問題も予測される。育成会の事業として始められ、独立した組織（法人）となった施設で、育成会と対立している所が出てきている。少なくとも、親の期待に応じ切れていない（極端な場合は、反している）所が、現在の育成会活動の課題として浮上してきている。サービス提供と権利擁護（後見）事業とは異なるとはいえるが、組織としての育成会が、そのような事態を容認することは厳しい側面をもつ。そのことを考えると、育成会そのものの事業として取り組むことが混乱なく進むといえるが、現在、先駆的な取り組みを行っている「地域育成会」の「地域後見支援センター」のほとんどが、N P O法人等の独立した組織にしている事実を考慮すれば、育成会の組織事情よりも目的が優先されるべき、という理念が確認されていると考えられる。

さらに、「地域後見支援センター」や「基幹後見支援センター」との関係も、育成会の組織を通じて（組織を重ねて）考えられるのでなく、機能的には独自の関係性（ネットワーク）が構築されるべきであろう。それは、繰り返すとおり、育成会は権利擁護事業のみが活動ではなく、それゆえに役員は必ずしも権利擁護事業に精通しているとは言い難いという側面をもつからである。それゆえ、育成会の活動を基本として（強力に連携して）なされる「全国ネットワーク」は、事業体の連携組織であり、そこに専門性と機動性を付与する必要がある、といえるのである。

その基本組織と独立組織（事業）の関係は、他の職能団体の例を学ぶ必要がある。ただし、職能団体はそれ自体、法律に規定された職能であるため、当事者団体である育成会は同一には考えられないし、職能団体においても、それぞれ異なるようである。特に基本組織の設立の過程と現実的な活動・組織の形態に規定されると考える。それゆえ、育成会における「全国ネットワーク」のあり方は、育成会運動の歴史と現状に規定されるであろう。現在、育成会は『再生構想（案）』を全国規模で提案し、議論を深めている。この「全国ネットワーク」もその議論の影響を受けるものと考えられる。

## 5. 改めての確認

「親こそ最強の権利擁護者」の気持ちで育成における権利擁護（成年後見）事業が始まられるとしたら、親のもつ当事者性を基本にすべきであり、その理念に基づいて「全国ネットワーク」は設立されるべきであろう。また、権利擁護の欠落した育成会活動は、少なくとも公益性は認められない。それは親のエゴの運動であり、本人からはもちろん、社会的にも評価されることはないであろう。組織論は、あくまでも目的合理的な議論であり、立場による排除や優先（優越）を基にしたものではないし、あってはならない。

権利擁護（成年後見）は、「親に代わって」ではなく、「本人に代わって」、本人の自己決定を実現する制度（方法）であり、親を中心に組織されてきた育成会は肝に銘じるべきことである。



# 「広報活動」マニュアル

成年後見制度の活用の促進に向けての提言	… 21
資料① 日本成年後見法学会への参加	… 28
資料② 関係機関・団体の住所一覧	… 29



# 成年後見制度の活用の促進に向けての提言

## はじめに

2000年4月に高齢者の介護保険制度が発足したが、同じ年に、成年後見制度もスタートした。この成年後見制度の基本理念は、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「残存能力活用」等である。

知的障害者の場合も2003年度の度に【支援費制度】の発足により、福祉サービス利用全てが、「利用契約制度」になった。それまでの、行政の措置制度から、「自己選択」「自己決定」をし、知的障害者本人が、「福祉サービス利用契約書」にサインし、自分に必要なサービスを利用できるようになった。更に、2006年4月よりは、障害者自立支援法が施行されたことで、「福祉サービス利用契約書」には、契約者は、利用者本人と法定代理人という言葉が明記されて来たのである。

判断能力が不十分な知的障害者は、消費者被害等の特別なトラブルだけでなく、普通に生活していくために必要なサービスを利用し、平凡に生活していく様々な場面で、本人の立場に立って、サポートが出来る支援者が、法的に必要になったのである。

親であっても、現代の契約社会においては、法的に正式な手続きをしていない者（成年後見制度を活用していない人）は、障害のある成人（20歳）した吾が子への、親としての保護責任（民法上）はあるが、法的な代理権等が無いことを認識しなければならない。この認識をもつことが、権利擁護意識の第一歩ではないだろうか。

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害や権利侵害を受け、人としての尊厳が損なわれることのないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みなのである。知的障害のある本人の権利を守り、地域社会の中で、生きて行きやすいように様々な支援システムが法的に必要であることを確認し、知的障害者の権利擁護活動の更なる前進を期待し、成年後見制度の活用促進のために、育成会としての取り組み方も含めて検証する。

## 1. 成年後見制度の広報活動の推進について

### 1) 保護者への啓発を

入所施設利用者の保護者の方は、既に、利用施設事業者より、契約に当たって、法定代理人との契約を求められ、成年後見制度利用を家庭裁判所に集団申し立てをした保護者の方が、各県で、増えてきているようである。

集団申立ては、経費面や、審理に要する時間が短縮出来るなどのメリットもあるようであるが、反面、後見見人の申立てを集団で行なった場合に、個人が何処まで尊重されるのだろうかとの、いくばくかの懸念は残る。

知的障害のある吾が子が自分らしく生きていけるように、しっかり制度の必要性と活用の仕方を学んでいくことが大切ではないだろうか。通所施設利用等の保護者の中では、施設利用者が集団申立てをするとかの話は、まだ聞こえては来ない。

祖父母の遺産や親の遺産相続の問題、消費者被害にあった人や、本人や家族に財産管理等に課題のある人が、後見人制度を活用し、第三者の専門家の支援を受けているが、其の他の多くの人は、

まだ成年後見制度の利用を自分たちのこととは、認識できていないのが実情だと思われる。

しかしながら、契約社会なった現在では、判断能力が不十分な知的障害者には、法定代理人等は必ず必要とすることを、保護者（親、兄弟）として理解して行かなければならない。もう1点大事なことは、この制度はハンディがあっても、ひとりの人間として生まれながらにして持っている権利を守るために制度だということの認識である。

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3段階に分かれている。家庭裁判所の決定を経て、後見人（保佐人・補助人）が本人の行為を代理し、本人が間違って行なってしまった行為を取り消すことができるものであり、本人を不利益から守る制度である。

成年後見人の役割には、財産管理と身上監護とがあるが、親としては、親亡き後の吾が子の生活が安心出来るものなのかどうかとの心配の種は、尽くるものではない。将来への不安と心配を少しでも和らげるためにも、成年後見制度を正しく学び、活用していくべきでだと考える。

制度の学習は、様々な事例を通して、必要性を認識し、日常生活の中での権利擁護意識の確認が必要であるが、親自身が障害ある吾が子の後見人になっている人、吾が子に第三者の後見人をつけている人などの体験を傾聴することで、より身近に感じることが出来、我がこととして考えるきっかけになると考える。親亡き後の子供の将来を気にしながらも、今一步が踏み出せないでいる保護者は大勢おられる現実があることから、保護者の方への、成年後見制度の理解啓発を重点的に行なう必要を感じる。

## 2) 地域行政等関係機関等への啓発を

成年後見制度は、市福祉課の窓口の方には、十分に認識してもらっているはずであるが、担当者の移動等もあるので、まず関係市町村障害福祉課・社会福祉協議会等へ、成年後見制度の活用の必要性を認識してもらうように働きかけることが大切である。

身寄りの無い人や、生活困窮者の場合には、成年後見人の申立てを、その人の住む、市町村の市町村長が、行政責任として後見人（保佐・補助）の申請をすることが義務付けられている。一昨年までの統計資料だが、「市長申し立て」が、高齢者も含めて、1件も無い県が存在した。常識的には考えにくい事象では有るが、地域性があるようである。各県各市町村によって、成年後見制度への認識の差があるということだろうが、親の高齢化とともに、必要になってくる制度である。

2006年度施行の自立支援法下での「市町村相談支援事業」中に、障害者で、成年後見制度の活用が必要な人がいる場合の、市長申立費用の予算が確保されているはずである。居住の各市町障害福祉課にしっかりと確認することも、啓発のひとつであろう。

福祉サービス提供事業者（施設関係・市町村相談支援事業者・就労・生活支援センターなど）や病院関係・警察署・消防署・教育関係機関等にも今回作成の小冊子や、既存のパンフレットを活用して、理解啓発をして行く必要がある。

成年後見制度は、日々の生活の中に埋没してしまって、本人や家族に何か、問題が起きないと、なかなか気付いてもらえない制度である。

## 2. 成年後見制度の研修の持ち方について

2000年に介護保険制度と成年後見制度が発足したが、その年には、地元の市では、社会福祉協議

会主催で、市民向けに成年後見制度について講演会が行なわれ、育成会会員も参加した。弁護士の講演であったが、高齢の家族を持つ方がたが真剣に財産管理のこと等を質問されていた。

私の所属する兵庫県育成会では、2001年度の県大会（兵庫県知的障害者福祉大会）で、成年後見制度の研修を、弁護士を招いて県下の会員対象に行なった。支援費制度施行の前で、施設利用に契約の問題も無い時であったが。その講演を聞いて感銘を受けた保護者が、その後すぐに判断能力が不十分なお子さんのために、成年後見人（保佐）の申立てをし、手続き書類等も全て自分でされ、半年ほど期間はかかったが、子どもの保佐人になれたとの報告があった。県育成会としては、まず会員の皆さんに成年後見人の制度のことを知って頂きたいと考えただけで、即座に行動に移して下さる方があるとは予想はしなかった。報告を受け感動した。

その後も、権利擁護部会（年2回程度開催）で、弁護士・社会福祉士・社会福祉協議会の権利擁護センターの方や、実際に吾が子の成年後見人をしている人に、講演や体験談をしてもらい、事例を通して、広く県下の会員と、成年後見制度の必要性を定期的に学んでいる。

今年度も県大会では、「知的障害者の権利擁護」をテーマとした。参加した一般会員より、「障害者自立支援法施行で、親としては、目先のことばかりを考えていたが今日は目が醒めた。大切なことを気付かせて貰った」と、心強い感想もあった。

今年度は、県育成会として法人後見事業をしていくために、法人後見設立検討委員会を設け、検討委員が、先進市や先進県に研修に出向いている。

また、地域に点在している知的障害者相談員の方に、成年後見制度の学習をしてもらうために、県下を4地区に分けて行なっている相談員研修会（県の委託事業）で、成年後見制度の研修を司法書士（リーガル・サポート会員）の方をお願いして行った。

今後は、地域に点在する相談員の方々に成年後見制度を理解し、一役を担える人材としての、相談員になっていただきたいと考えている。今年度は他にも、県下のブロック研修会で成年後見制度と権利擁護を取り上げている。関係機関等への啓発や情報提供も重要だが、まずは、保護者向けの研修の場を持つことが、第一歩である。

## 1) 成年後見制度の研修会は、以下の項目に留意して計画を

- ① 研修のテーマ（目的）を明確にし、参加者に分かりやすい演題（身近な言葉）にすること。
- ② 講師はテーマに沿った人にお願いすること。
- ③ 参加対象者に合わせて、開催の曜日や時間設定すること。
  - ・母親を対象・父親を対象にするかで、曜日や時間設定に配慮を。
- ④ 参加者が次のステップに進もうと思う、シナリオを考えた研修を心がけること。  
(基本から、権利擁護、アドボカシーまで)
- ⑤ 毎年、シリーズ化させ、研修を、定着させていく。

研修費用等の心配もあると思うが、地元の市では、行政の予算で毎年シリーズ化した研修が行われている。行政等と連携する場合は、高齢者と一緒に研修となるが、親である我が身のことも含めて学ぶことが出来て両得である。社会福祉協議会と共に共催しているところもあるようである。其の他にも、リーガル・サポート会員の司法書士の方と定期的に勉強会をしている市育成会や、近隣の市の育成会同士で互いの研修会への参加を呼びかけ、会員への研修の参加チャンスが多くなるように協力しあっている。

## 2) 講師の選び方について（資料 専門機関の連絡先一覧表の活用を）

- ① 成年後見制度そのものの研修の場合は
  - ・家庭裁判所の調査官・家庭裁判所の書記官（お願いすれば来て貰える・住んでいる地域に一番近い家庭裁判所の方にお願いすること）
  - ・司法書士会（社団法人成年後見センターリーガル・サポートの会員の方を）
- ② 成年後見制度の活用の必要性についての研修の場合
  - ・弁護士（有名な方も良いが、県内や、身近な地元の弁護士にお願いする方が今後につながる）
  - ・社会福祉士（成年後見人の受任をして活動中の方が良い）
  - ・司法書士
- ③ 権利擁護の観点からの研修の場合
  - ・弁護士（消費者被害や遺産相続問題等）
  - ・社会福祉士（身上監護について）
- ④ 法定後見人になっている人のお話しを研修とする場合
  - ・専門家は、弁護士、司法書士、社会福祉士にお願いをする。
  - ・親や、兄弟で、法定後見人になっている人
  - ・事例を示して、説明を受け、必要性を学んでいく。

## 3) 後見人にはどんな人がなれるのか

法定後見人（保佐人・補助人）は、家庭裁判所に選任された人であるが、いわゆる専門家といわれる人は、弁護士・社会福祉士・司法書士、行政書士等である。法定後見人として選任されている専門家の人数は、全国でも、8000人強だそうである。高齢者や知的障害者の人数からしても、絶対人数が不足していることは明白である。

法定後見人には、特別な資格は問われていない。特別な場合は、専門家にお願いすべきであろうが、本人のための公正に財産管理が出来る人で、本人をよく理解して、身上監護面の支援ができる人であれば、親や兄弟であっても、裁判所の選任を受けることで、法定後見人（保佐・補助）になれるのである。

親（保護者）と法定後見人との違いを正しく学び、法定後見人としての役割を果たすのも親としての責任のひとつではないだろうか。親として、成年後見人の仕事を体験し、親亡き後を視野に置いて、第三者に託せるよう、必要な準備をしていくことが重要だと考える。

親族が後見人になる場合には、遺産相続等、利益相反の問題も公正にクリアーできる人が望ましいことを付け加えたい。後見人の養成等は、「後見支援センター小委員会」の報告を参照にしていただきたい。

## 3. 育成会として果たすべき役割は

### 1) 市町村育成会としては

知的障害者一番身近にいる親の会である市町村育成会として、親亡き後のためにも、会員向けて成年後見制度の広報啓発に積極的に取り組んで行く時期である。地区育成会で、成年後見申し立

て手続き支援が出来るようなシステムつくりが必要だと考える。先駆的に、親亡き後のことも踏まえて、法人後見事業に取り組む市町村育成会があるので紹介する。

① 社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会では、育成会自身が社会福祉法人として、施設運営をし、事業者でもあるため、福祉サービス利用者である本人とは、サービス提供事業者として互いに利害関係があり、「利益相反」になるために、育成会とは別の組織をつくり、「N P O 法人成年後見センター ふえいす」を設立し、成年後見事業をスタートさせている。

法人後見事業を行なうN P O 法人の理事と、施設運営を行う社会福祉法人の理事は、相互の理事の兼任は出来ないことを明記して、利益相反を避け、公正に個人の後見をしていく姿勢を前面に出されている。準備期間に5年を費やしてしっかり研修を積まれ、法人後見事業を担う人材育成も出来ているということであろう。

② 岡山市手をつなぐ育成会は、市の育成会組織事自体は、無認可の組織であるが育成会が母体となり、施設運営のための社会福祉法人を設立している。更に、法人後見事業を行なうために、「N P O 法人ころばぬ先」を設立し、成年後見の事業をスタートさせている。育成会自体を法人化（N P O 法人）して、育成会として、法人後見事業を行なう選択肢もあったであろうが、あえて、後見事業を切り離した点は、やはり、権利擁護を明確にされてのことであろう。ただ、こちらは無認可の育成会会長と「N P O 法人ころばぬ先」の理事長は兼任（同じ人）である。育成会自体が契約の発生する事業をしていないので、差し障りは無いとの判断であろう。

どちらも、実際の後見等の受任は、まだ、していないようである。成年後見制度の学習会や、後見申し立て手続きについての助言等を行ない、着々と、成年後見制度を浸透させて確実に前に進んでおられる。

育成会として法人後見事業を考えるとき、我々育成会は、吾が子だけでなく、我々親自身の任意後見制度の活用も含めての後見事業でないと、効を奏しないと思われる。後見人に後見報酬を支払う能力にも課題のある人たちを、どう支えていくかの課題もあるが、育成会として果たすべき役割は大である。

家庭裁判所によっては、後見人としての実績がないと法人を後見人として認め難いというところもあるようである。同じ日本国憲法の下の同じ法律なのに、各県の裁判所によって判断が異なり、同じ県でも、裁判所によって理解に温度差がある。

しかしながら、裁判所によっては、育成会関係の法人後見を認めている。このことを、追い風にして前向きに取り組んで行くべきだと考える。

留意すべきは、必ず、専門家（弁護士・社会福祉士・司法書士等）の協力をうる努力を怠らないことである。専門家の協力や関係機関との連携に重きを置き、市町村行政や、福祉協議会権利擁護センターなど、市町村相談支援事業者との連携強化をしていくことが重要である。

法人後見事業までは、組織的に無理というところであっても、本人や後見人の、後方支援が出来る市町村育成会としての、成年後見支援センターは必要である。個人の支援をする後見人が、孤立しないシステムつくりを年頭において活動をお願いする。

成年後見支援センターのことについては、「後見支援センター小委員会」の報告書を参考にしていただきたい。

## 2) 県育成会としては

市町村育成会の後方支援が出来る体制を取っていくことが重要である。県育成会として法人後見事業をめざしている各県育成会もあるが、ほとんどの県育成会は連合体であり、対象地域も県下全域となると広いので、個人の支援である成年後見人としての役割は、おのずと、地区育成会に担当してもらうことになるであろう。県育成会と市町村育成会との連携の強化がキーポイントになる。

県育成会で法人後見事業までは組織的にも無理というところは、申立て申請手続き事務の支援、助言が出来るようしておくべきであろう。申立て書類の書き方の説明が出来るように、記載例の見本を整備をしておき、会員へのサービスが必要では無いだろうか。当小委員会報告のほか、「相談小委員会」「後見支援センター小委員会」の報告書を参考にしていただくことをお願いする。

## 3) 全体としては

県・市町育成会として、まず親の意識改革への取り組みを行ない、親自身は、吾が子の後見人（補佐・補助）になってみて、自分で後見人の仕事をしていく中で、自分の子供には、これこれの点を留意して支援をして欲しい等を明確にし、第三者に託せるようにして行く必用がある。

育成会としては、後見人候補者の養成を行政や社会福祉協議会等と連携を持って行なっていかなければならぬ。また、地域の〔友人〕としてのコミュニティフレンドの養成募集に取り組んで、地域に理解者を増やす努力をしていただきたい。（「コミュニティフレンド小委員会」の報告を参照）

# 4. 後見人（保佐人・補助人）の申請書類について

成年後見の申立ては、本人の居住している地域の家庭裁判所に行って、成年後見人の申立てをしたいと言えば、申立に必要な書類は一式セットされている。家庭裁判所は丁寧に対応していただけるところである。安心して、近くの家庭裁判所へ足を運んでいただきたい。セットされている書類の内容は次の通りである。

### ① 制度の説明に関するもの

- ・成年後見制度の利用をお考えの方に・成年後見制度開始申立ての手引き
- ② 申立手続きに必要な書類に関するもの（・申立時に提出していただく書類等）
  - ・申立書（後見開始申立書・保佐開始も申立書・補助開始申立書）
  - ・同意書（保佐・補助のみ）・代理行為目録・同意行為目録（保佐・補助のみ）
  - ・財産目録・収支目録・申立書付票（本人以外の申立用）
  - ・本人に関する照会書・候補者に関する紹介書
  - ・登記されていないことの証明申請書
  - ・診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ・診断書
  - ・本人の症状及び鑑定についてのおたずね

### ③ 申立手続きに必要な書類の記載例

- ・後見開始申立書（保佐・補助）記載例・代理行為目録の記載例
- ・同意行為目録の記載例・財産目録・収支目録の記載例
- ・本人に関する照会書の記載例・候補者に関する紹介書の記載例

- ・登記されていないことの証明申請書の記載例
  - ・ご提出いただく本人の財産関係の資料・家庭裁判所に提出する資料のコピーの取り方
- ④ 申立手続きの説明に関するもの・参考資料
- ・一般的な手続（審理）の流れについて・成年後見人Q & A
  - ・保佐人の仕事と責任・補助人の仕事と責任
- 以上の様に整備されており、少し、育成会等が応援すれば、そんなに難しくはない。

## 終りに

成年後見制度は、知的障害があるために判断能力が不十分な人たちには、必用な制度であることを確認し、親が元気な内に、子供の将来設計を立てるお手伝いしてくれる制度だという観点から、申し立て手続きをしていくことを提案するものである。

成年後見制度で後見人が付くと、本人の選挙権がなくなることで躊躇している人も多いと聞く。選挙権の件に関しては、全日本育成会でも、公職選挙法の欠格条項の削除と変更に向けての運動と政府への働きかけをして行くとのことである。

申立費用については、市長申し立て制度もあり、施設等で集団申し立てをすることで、診断書のみで、鑑定書が省かれたりと、様々な利便もあるようである。本人の面接にも調査官が施設に出向いてこられ、本人がリラックスできる、慣れたところで面接を受けたとの報告あった。家庭裁判所調査官の知的障害への理解は確実に進んできていることをお知らせしたい。

第三者の後見をお願いしても、後見報酬が払えない等の心配もあるが、本人の支払能力に応じて、裁判所が報酬単価を決めるので、余り心配は要らないと考える。後見報酬に関しては「公益信託成年後見助成基金」というものが出来ている。専門家等の後見人への報酬が支払えない人がある場合、後見人へ助成されるものである。

少しずつではあるが成年後見制度の活用を進めるうえで、公私で必要な支援体制が芽吹きつつあると実感できる。

それぞれの地域に後見支援センターが設立され、関係機関や市民の方との支えあいのシステムが構築されて、ハンディがあっても、生きやすい社会となることを期待して、研究報告とする。

# 資料① 日本成年後見法学会への参加

広報活動の基本は、適切な情報の入所・整理・分析・提供を基本とする。そのためには、まず情報の入手先を確保する必要がある。すべてのメディアや書籍はその入手先になるが、効果的かつ専門的となると学会への参加と専門誌の定期購入に勝るものはない。その意味で、日本成年後見学会の設立と積極的な活動は力強い。育成会による各地での成年後見事業（後見支援センター）の関係者は、この学会と緊密な関係をもっておく（最低一人は正会員として入会しておく）必要がある。

## 1. 沿革と組織

47人の「設立発起人」の呼びかけで、2003年11月2日に設立総会が開催され、満場一致で設立が承認された。ちなみに、発起人はすべて弁護士、司法書士等の法律専門家、社会福祉士等の福祉専門家、医師等の成年後見に関する専門家であり、発足時の役員もすべて専門家であった（その後、利用者団体の役員も追加）。その意味で、高度に専門的で学術的な学会である。

会員で構成されているが、会員は①正会員、②賛助会員、③会友に分かれている。正会員は、まさに成年後見制度の実践家、研究者であり、各地の事業の責任者や指導者は、この正会員として入会する必要があるし、資格がある。活動への参加や情報入手を目的とした、利用者・家族等は会友が該当する。ただし、入会には正会員2名の推薦と理事会の承認を必要とする。正会員で総会を構成する。ちなみに会費は年額8,000円、会員は後述する研究誌と機関誌が送られ、学術会議や各種セミナー等への参加が認められるか、参加費等で便宜が図られる。

組織の執行機関は理事会であり、事業により10の「委員会」が編成されている（下記に、一部の研究委員会について説明する）。正会員はこれらの委員会へ参加することが出来る。日常的な業務は事務局（〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3 エルカクエイ笹塚ビル6階 （株）民事法研究会内 電話03(5351)1573 FAX03(5351)1572 E-mail:j\_jaga@nifty.com）が担う。

## 2. 事業

主な活動は次の通りである。①学術大会：1年に1回、会員の発表の場、学習の場として開催される。毎年、さまざまなテーマのシンポジウムや特別講演等が実施される。②シンポジウム：さまざまなテーマと目的で、開催される。これまで、日独の成年後見制度をめぐって、後見手続きにおける能力の判定、イギリス成年後見法改正の動向（以上、国際シンポジウム）、高次脳機能障害と成年後見制度の活用、等々のテーマで開催。③学会誌：研究・実践のために、年1回、学会誌「成年後見法研究」が発行され、会員に送付される。④会報：タイムリーな情報の提供と会員相互の親睦を図るために、年2回、会報「じゃがれたー」を発行し、会員へ送付される。⑤各種研究と報告書：制度改革研究委員会や判例研究委員会そして、市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会と高次脳機能障害に関する研究委員会（後者の2委員会は、厚労省委託研究）、等がなされ、それぞれ報告書が発行されている。

なお、学会の発行ではないが、次の専門雑誌はきわめて有効であり、定期購読をお勧めする。  
実践成年後見（企画：成年後見センター・リーガルサポート、発行：民事法研究会、季刊・定価7,200円）

## 資料② 関係機関・団体の住所一覧

### 全国の家庭裁判所一覧表

旭 川	家庭裁判所	0166-51-6251	名古屋	家庭裁判所	052-223-3411
札 幌	"	011-221-7281	津	"	059-226-4171
函 館	"	0138-42-2151	大 津	"	0775-22-4281
釧 路	"	0154-41-4171	京 都	"	075-722-7211
青 森	"	0177-22-5351	大 阪	"	06-6943-5321
盛 岡	"	019-622-3165	神 戸	"	078-521-5221
仙 台	"	022-222-4165	奈 良	"	0742-26-1271
秋 田	"	018-824-3121	和歌山	"	073-422-4191
山 形	"	023-623-9511	松 江	"	0852-23-1701
福 島	"	024-534-6186	鳥 取	"	0857-22-2171
水 戸	"	029-224-0011	岡 山	"	086-222-6771
宇都宮	"	028-621-2111	広 島	"	082-228-0494
前 橋	"	027-231-4275	山 口	"	083-922-1330
さいたま	"	048-863-4111	徳 島	"	088-652-3141
東 京	"	03-3502-8311	高 松	"	087-851-1531
千 葉	"	043-222-0615	松 山	"	089-945-5000
横 浜	"	045-681-4181	高 知	"	086-822-0340
新 潟	"	025-266-3171	福 岡	"	092-711-9651
富 山	"	076-421-6131	佐 賀	"	0952-23-3161
金 沢	"	076-221-3111	長 崎	"	095-822-6154
福 井	"	0776-22-5000	熊 本	"	096-355-6121
甲 府	"	055-235-1131	大 分	"	097-532-7161
長 野	"	026-232-4991	宮 崎	"	0995-23-2261
岐 阜	"	058-262-5121	鹿 児 島	"	099-222-7121
静 岡	"	054-273-5454	那 順	"	098-855-1000

### 全国弁護士会の連絡先

旭 川	弁 護 士 会	0166-51-9527	秋 田	"	018-862-3770
札 幌	"	011-281-2428	山 形 県	"	023-622-2234
函 館	"	0138-41-0232	福 島 県	"	024-534-2334
釧 路	"	0154-41-0214	茨 城 県	"	029-221-3501
青 森 県	"	017-777-7285	栃 木 県	"	028-622-2008
岩 手	"	019-651-5095	群 馬 県	"	027-233-4804
仙 台	"	022-223-1001	埼 玉 県	"	048-863-5255

東京	"	03-3581-2201	奈良	"	0742-22-2035
第1東京	"	03-3595-8585	和歌山	"	073-422-4580
第2東京	"	03-3581-2225	島根県	"	0852-21-3225
千葉県	"	043-227-8431	鳥取県	"	0857-22-3912
横浜	"	045-201-1881	岡山	"	086-223-4401
新潟県	"	025-222-3765	広島	"	082-228-0230
富山県	"	076-421-4811	山口県	"	0839-22-0087
金沢	"	076-221-0242	徳島	"	088-652-5768
福井	"	0776-23-5255	香川県	"	087-822-3693
山梨県	"	0552-35-7202	愛媛	"	089-941-6279
長野県	"	026-232-2104	高知	"	088-872-0324
岐阜県	"	058-265-0020	福岡県	"	092-741-6416
静岡県	"	054-252-0008	佐賀県	"	0952-24-3411
名古屋	"	052-203-1651	長崎県	"	095-824-3903
三重	"	059-228-2232	熊本県	"	096-325-0913
滋賀	"	077-522-2013	大分県	"	0975-36-1458
京都	"	075-231-2335	宮崎県	"	0985-22-2466
大阪	"	06-6364-0251	鹿児島県	"	099-226-3765
兵庫県	"	078-341-7061	沖縄	"	098-833-5545

### 社団法人成年後見センター・リーガルサポート連絡先

本部	03-3359-0541	静岡支部	054-289-3700
札幌支部	011-280-7078	山梨支部	055-253-6900
函館支部	0138-27-0726	ながの支部	026-232-7492
旭川支部	0166-51-9058	新潟支部	025-228-1727
釧路支部	0154-41-8332	愛知支部	052-683-6696
宮城支部	022-263-6786	三重支部	059-213-4666
ふくしま支部	024-533-7284	岐阜支部	058-259-7118
山形支部	023-623-7054	福井支部	0776-30-0016
岩手支部	018-653-6101	石川支部	076-291-7070
秋田支部	018-824-0055	富山支部	076-431-9332
青森支部	017-776-8398	大阪支部	06-4790-5643
東京支部	03-3353-8191	京都支部	075-241-2666
神奈川県支部	045-640-4345	兵庫支部	078-341-2775
埼玉支部	048-845-8551	奈良支部	0742-22-7666
千葉支部	043-246-2666	滋賀支部	077-525-1093
茨城支部	029-302-3166	和歌山支部	073-422-0568
とちぎ支部	028-632-9240	広島支部	082-511-0230
群馬支部	027-224-7773	山口支部	083-924-5220

岡 山 支 部	086-226-0470	佐 賀 支 部	0952-29-0626
鳥 取 支 部	0857-24-7013	長 崎 支 部	095-823-4777
しまね支部	0852-24-2005	大 分 支 部	097-532-7579
香 川 県 支 部	087-821-5701	熊 本 支 部	096-364-2889
徳 島 支 部	088-622-1865	鹿 児 島 支 部	099-251-5822
高 知 支 部	088-825-3141	宮 崎 支 部	0985-28-8538
愛 媛 支 部	089-941-8065	沖 縄 支 部	098-867-3526
福 岡 支 部	092-738-1666		

## 全国社会福祉士会連絡先

北海道社会福祉士会	011-717-6886	滋賀県	"	077-518-2640
青森県	"	京都	"	075-693-1269
岩手県	"	大阪	"	06-4304-2772
宮城県	"	兵庫	"	078-232-4590
秋田県	"	奈良県	"	0742-26-2757
山形県	"	和歌山県	"	073-473-1753
福島県	"	鳥取県	"	0857-59-6334
茨城県	"	島根県	"	0854-56-0081
栃木県	"	岡山県	"	090-3636-9559
群馬県	"	広島県	"	082-254-3019
埼玉県	"	山口県	"	083-924-2783
千葉県	"	徳島県	"	088-693-1370
東京	"	香川県	"	0877-98-2781
神奈川県	"	愛媛県	"	089-922-1937
新潟県	"	高知県	"	088-828-5922
山梨県	"	福岡県	"	092-483-2944
長野県	"	佐賀県	"	0952-36-5833
富山县	"	長崎県	"	095-846-0084
石川県	"	熊本県	"	096-371-1396
福井県	"	大分県	"	0974-24-3340
岐阜県	"	宮崎県	"	0985-74-3777
静岡県	"	鹿児島県	"	099-213-4055
愛知県	"	沖縄県	"	098-836-8201
三重県	"			

